# ■令和4年度 第3回 八戸市子ども・子育て会議 議事録

## 【概要】

1196 女』	
日時	令和4年11月11日(金)
場所	八戸市庁別館 8 階研修室
出席委員	【出席】 坂本 美洋 委員 川村 暁子 委員   関川 幸子 委員 平間 恵美 委員 平間 恵美 委員   根城 隆幸 委員 久保 隆明 委員 越戸 順子 委員 高橋 さつき 委員   正部家 朱美 委員 小池 智彦 委員 今川 一 委員 山本 恵鶴子 委員   中期 初美 委員 加藤 宏明 委員 中里 雅惠 委員 細越 亜起子 委員   小川 和子 委員 以上 17 名出席   【欠席】   風穴 雄亮 委員 以上 1 名欠席
事務局	福 祉 部:池田福祉部長兼福祉事務所長、山道福祉部次長兼政策福祉課長 健 康 部:中里健康部次長兼こども家庭相談室長 こども未来課:四戸課長 子育て支援課:夏井課長 すくすく親子健康課:山村課長 教育指導課:梅内課長 こども支援センター:佐々木所長 生活福祉課、学校教育課
議事	第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期 令和3年度実施状況について
報告案件	・子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて ・令和5年度に向けた教育・保育施設の利用定員について
結果概要	上記議事、報告案件について説明し、出席委員全員の了承を得た。 (以下、議事詳細)

#### 【議事】

司会

皆さま、本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より「令和4年度 第3回 八戸市子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、風穴委員が所用のため、欠席されておりますが、半数以上の出席であり、八戸市子ども・子育て会議条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、会議に入ります。

当会議条例第7条により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。 坂本会長に、御挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いします。

会 長

(あいさつ)

それでは議事に入ります。皆さまの御協力をいただきまして、円滑に議事を進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、「第2期八戸市次世代育成支援行動計画後期 令和3年度実施状況について」事務局より説明願います。

事務局

≪資料に基づき説明≫

会 長

それでは、ただ今、説明がありました議事について、何人かの委員から事前質問・意見が出ておりますので、資料1-2について、すくすく親子健康課より説明願います。

すくすく親子健 康課 ≪資料に基づき説明≫

会長

只今の説明に対し、委員 A、御意見等ございますでしょうか。 (意見等なし)

それではその他の委員の皆様からは、この件について何かございますでしょうか。無いようですので、続きまして資料 1-3 について同じくすくすく親子健康課より説明をお願いします。

すくすく親子健

≪資料に基づき説明≫

康課

会長

只今の説明に対し、委員 A、いかがでしょう。

委員A

希望者の方はどのくらいいらっしゃったのでしょうか。個別に対応したケースはどのくらいありましたか。

すくすく親子健 康課 全部の事業に対してということになりますか。

委員A

はい

すくすく親子健 康課 今、即答は出来ないのですが、個別に対応したケースも含めて実績という形にしております。ただ、両親学級などは需要が今大変ありまして、妊娠期というある程度限られた週数の間にご両親で参加していただく必要がありますので、やはり田向のすくすく親子健康課に来ていただいて、実際に赤ちゃん沐浴人形などを使って、体験していただいていました。今、個別が何人ということでのお話はちょっと出来ませんので、申し訳ございません。

委員A

対応できなかった部分で何も問題がなかったのかなというところが、私がすごく気になっているところです。希望者の方に資料を送って、その方々が自分の悩みは解決できたかなと思いますが、その時希望はしていなかったけど、本当はあったら行けたという方とかが、もしかして漏れがあるのではないかなというところはすごく私は感じています。私自身も両親学級に参加させていただいた経験もありますし、子どもを連れて4か月の時に体重も計っていただいて、離乳食のお話とかも聞かせていただいたという経験があるので、漏れがあって何か発達だったりとか、お母さんの悩みというのを出せないという、何か新しい問題が出てきていないのかなというところはすごく気になっています。

すくすく親子健 康課 お答えいたします。申し込まれた方々には確実に対応するような形をとっております。また、3~4 か月の頃に股関節脱臼検診を受けていただいているのですが、その中にアンケート様式で今お母さんの気持ちはどうですか?という部分があります。その中で、お母さんがちょっと不安だなと感じられる質問・アンケート項目に答えられた方には、こちらのほうからあえてご連絡して、お母さんどうですか、と伺っているということがありますので、コロナ禍ではありまして実施もできなかった部分はありますが、私たちとすると対応していたと思っております。以上です。

#### 委員A

ありがとうございます。特に一人目のお子さんだとすごく苦しみとかいろいろなものがあるなと私は思っているので、何かこれから先、もしかしてこの時に生まれていた子のお母さんとか、この時に生まれてきた子どもに何かあったらちょっと嫌だなという気持ちはすごくあるので、継続してみていただけたらなと思います。ありがとうございます。

### すくすく親子健 康課

ご意見ありがとうございます。

会長

それではこの件について、その他の委員の皆様から何かございますか。 (意見等なし)

無いようですので、続きまして、資料 1-4 について教育指導課より説明をお願い します。

#### 教育指導課

≪資料に基づき説明≫

会長

ただいまの説明に対し、委員Aいかがでしょう。

委員A

また是非こういうオンラインの形式もいろいろな場所で活かしていけたらいいのではないかなと感じています。ありがとうございます。

会長

それでは、他の委員の皆様からこの件について何かございますでしょうか。

委員 B

今の回答では、本年度は小学校 38 校 40 名となっていますが、実施状況のほうでは市内全小学校 42 校となっていましたが、どういう違いがあるのかについて教えていただけますか。

#### 教育指導課

市内小学校 42 校ございまして、この幼保小連携推進事業そのものは 42 校全てでやっておりますが、この研修講座に当時参加できたのは 38 校 40 名ということです。当日、コロナの状況等で研修に参加できないということで欠席された方もいたということでございます。その方には資料を後日お送りして、研修内容については理解していただくようにしておりました。以上でございます。

会長

他にございますか。 (意見等なし) 無いようですので、続きまして資料 1-5 について、同じく教育指導課より説明をお願いします。

教育指導課

≪資料に基づき説明≫

会長

ただいまの説明に対し、委員Bいかがでしょうか。

委員B

義務教育の中で先ほどの幼保小連携もそうですけども、子どもたちが保育所・幼稚園からいわゆる小学校に上がる、それはやはり非常に大きな変化だと思います。

小学校から中学校に行くという場合は、やはり学級担任だったものが教科担任で別れるということですね。ここではいわゆる「中一ギャップ」というような言葉で一旦言っていますけど、「中一ギャップ」があるのであれば、幼保小の場合には「小一プロブレム」などの言葉があるのではないかと思いますが、できるだけ a になるような評価をしていただければなと思ってはいます。ねらいを十分に完成するというのはいわゆる全部の小中が参加できるという状況で、a という評価になさるのか、どの辺のところが b と a の違いなのかなということがわからなかったので、お聞きしたいと思いました。せっかく小学校長会からも委員がいらしているので、できたら小学校の状況も教えていただけたら大変ありがたいと思います。

委員C

今年度に関しては、だいぶコロナの方も状況が良くなりまして、通常の授業が出来ているというような状況です。先日も本校の中学校区にある小中一斉に授業参観をしたり、小中の職員同士で児童生徒の状況を情報交換したりと大変有意義な時間を設けることが出来ました。義務教育 9 年間を見通して、同じ方向性をもって育てていくという意思統一が、しっかり図られていたと思いますが、令和 3 年度に関しては中々状況が厳しくというところでの b ということで私は理解しておりました。以上です。

会長

小学校の校長会の状況も今説明いただきました。よろしいでしょうか。

委員B

ありがとうございました。

会長

他の委員の皆様、この件について何かございますか。 (意見等なし)

無いようですので、続きまして、資料 1-6 について教育指導課からご説明をお願いします

教育指導課

≪資料に基づき説明≫

会長

これは委員Bから心配して行政を応援している質問だと思ったのですが、委員B、いかがですか。

委員B

実施状況の実施内容で、市内の中学校 10 校に 5 人のスクールソーシャルワー カーを配置しているということでしたけれども、小学校、中学校とも先生方もとにかく 多忙であるというような状況がございますし、どうしても学級担任を増員しなくてはな らないというような協議そのものが非常に厳しい中で、できるだけ支援していただく という形で、ソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラーとか配置してらっ しゃるかと思うのです。そういった中で、相談件数が 1,125 件、学習活動支援が 1,200 件ということで、非常に多くの相談がある中で、これで概ね順調に進んでいる というのも本当に言えるのかというのが、現状はどうなのかなと。中々、数字として出 てこないでしょうけども、小中学校に来られない不登校の子どもたちの状況であると か、学校に来られたとしても人間関係が中々今の子どもたちというのは、うまくコミュ ニケーションが図れないような状況があるので、そういった点で子どもファースト事 業を絡めて、少子化の状況の中で子どもたちが健全に育成して、自立した社会人 を育成する意味で、できるだけ手厚く支援していただければなと思いながら、できた ら増員したほうがいいのではないかなという、会長がおっしゃるような形での部分で 老婆心ながらというか、できればそういうふうなことやられたほうがよろしいのではな いかという、そういった感想です。

会長

この件に関して他の委員の皆様何かございますか。はい、委員 D、どうぞ。

委員 D

スクールソーシャルワーカーについてですが、私も実際子どもがいまして、一時期学校のソーシャルワーカーの方に相談をしたという経験もあります。その中で延べ相談件数などをみると、それなりに需要があって対応されているので、充たされているというお話がありまして、先ほどの委員 B もそのようなお話だったのですが、同じようなことなのですが、実際にソーシャルワークを受けた親御さんや保護者から、それが実際どうだったのかというフィードバックみたいなものは取っているものなのでしょうか。

教育指導課

只今のご質問にお答えします。結論から申し上げますと、直接そのフィードバックというもの自体はいただいていないのですが、このソーシャルワーカーの仕事としては、学校以外の色んな相談機関や福祉機関に繋ぐ役割をしているということで、そこでの解決というよりは、次に対応すべき人、人材というものとの繋ぎをやっているというところです。後を追っていけばいろいろな声が聞こえるかもしれませんが、他の事業とも関連してやっているということでございました。以上です。

会長

よろしいですか。

委員D

はい。それでは次に、これ関連して、最終的にはその満足度が得られるのかもしれないですけれども、直接、そういう対応をした、受けた保護者からどうだったのか、初期段階としてはソーシャルワーカーが対応されるのでしょうから、そこで満足度があったかどうかっていうのは、ぜひ確認をしていただいたらいいのかなというふうに思います。以上です。

会長

ほかの委員の皆様、この件に関して何かありますか。はい、委員A。

委員A

スクールソーシャルワーカーのことはここには書かれていますが、スクールカウン セラーの配置はどのようになっているのか、お伺いしたいです。

教育指導課

スクールカウンセラーについてご質問ということで、スクールソーシャルワーカーと違ってスクールカウンセラーは県が任用し、県から派遣されるかたちとなっております。市内では16名のスクールカウンセラーが派遣されておりますので、その方々を割り振ってすべての学校に、毎日とはいきませんが、定期的に訪問するようなかたちをとらせていただいております。以上でございます。

委員A

ここの数の中にはスクールカウンセラーの相談は入っていない、市では把握しないとなりますか。

教育指導課

はい。スクールカウンセラーの相談者数については、学校を通じて把握はしておりますが、市としての公表は難しい点がございます。まず県ではしっかりと把握をして、その次の手を打って下さっていると認識しております。以上でございます。

委員A

スクールカウンセラーでというところとスクールソーシャルワーカーでというところ は、どういう形になっているのでしょうか。

教育指導課

はい、こちらに関しては個人情報をしっかり管理した上で、ケース会議というものを学校では開いております。関係する先生方、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、時としてはこちら教育委員会の者も伺って、組織としてそのケースへの対応をどうしていくか話し合い、情報共有するということはよくあることでございます。以上でございます。

委員A

今はそのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーと合わせて、まず網 羅はできているかなというところですかね。 教育指導課

そうですね。アプローチの仕方はちょっと違うところがあって、カウンセラーは受容的に話を聞く、ソーシャルワーカーは次の手をということで、それぞれの良さがございますので、それぞれで得た情報を持ち寄って、その子にとって大切な支援をみんなで考えていくというスタンスでやっております。

委員A

ありがとうございます。

会長

他の委員の皆さま何かこの件に関してありますか。 (意見等なし)

無いようですので、続きまして資料 1-7 についてこども支援センターより説明をお願いします。

こども支援セン ター ≪資料に基づき説明≫

会長

ただいまの説明に対して、委員A、いかがでしょう。

委員A

凄くきめ細やかな対応をされているのだなというところがわかってよかったです。 ありがとうございます。

会長

他の委員の皆さまは、何かありますか。 (意見等なし)

はい、無いようですので続きまして、資料 1-8 について、すくすく親子健康課より説明をお願いします。

すくすく親子健

≪資料に基づき説明≫

康課

会長

只今の説明に対し、委員 E いかがですか。

委員E

横の連携が取れていることで安心いたしました。私は普段は通信制課程で教員をしておりますけれども、生徒の中には在学中に妊娠したりですとか、妊娠をきっかけに転校・編入学してくる生徒、あるいは父親になる生徒がいるのですけれども、私自身、子育てをする中でいろんな手続きをしますが、本当にうちの生徒がこういうことが出来ているのかなと心配になったりですとか、あるいは様々な事情を抱えてい

る生徒が多いですので、そういった子たちに困った時ここに連絡すれば良いよと、 制度を知らないがために受けられないということが無いように連携を図っていけたら と思います。私自身も頑張りますけれども引き続きよろしくお願いいたします。ありが とうございました。

会長

この件に関して他の委員の皆様、何かありますか。はい、委員 B。

委員B

自己評価が b·b·a·b となっているのですが、b·b の方はどこまでいったら a になるというのをお聞かせいただけますか。

すくすく親子健 康課 今の時点でどのようになったらということについてはお答えは難しいですが、今後 も3部署で努力して進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長

他にありませんか。 (意見等なし)

無いようですので、続きまして、資料 1-9 について、生活福祉課より説明お願い します。

生活福祉課

≪資料に基づき説明≫

会長

ただいまの説明に対して委員Bいかがでしょう。

委員B

いろいろお答えいただいてありがとうございます。個人情報その他もあると思って、明確に答えていただけないというのは確か以前もそうだったので、そうだろうなということは感じておりました。教員資格というふうになりますと、教員免許証を持っている方もなかなかお忙しいでしょうし、限定されるというところはありますが、例えばせっかく地域に高等教育機関である大学等があるので、学生等が手伝いをするというふうなことも、子どもたちにとっては良い刺激になるのではないでしょうか。できるだけやはり自分の学びが将来の自分自身の資質向上につながるということで、ぜひできるだけ支援できるものは支援していきたいと。なかなか家庭の中では難しいという部分があるので、地域として取り組んでいただければなと思っていましたので、ぜひこれからも継続していただければと思います。ありがとうございます。

会長

只今の件について、その他の委員の皆様、何かありますか。

委員F

この八戸市の生活困窮者の学習支援ですが、市で実際に事業をやっていた時から八戸学院大学の学生が参加しまして、ボランティア活動をしておりました。今は名称を「BBS」というふうに、「ビッグブラザーエンドシスター」という形で、学生が自分の時間がフリーな時だけですけども、ボランティア活動をして支援をしております。やはり学生の成長には非常に大きな役割になっているので、今後も協力していきたいなと思っておりました。

会長

では、他の委員から何かございますか。

委員D

私は教育と医療に関しては、親の所得に関係なく子どもには平等にこういう機会は与えられるべきではないかなと思っています。生活福祉課側の事業なので難しいかもしれないですが、当然全体的に広げたからといって、たくさん応募が増えるかどうかちょっと分かりませんけども、所得制限の撤廃などとか利用者の拡大というのは、検討はしていないのでしょうか。

生活福祉課

この事業は平成 27 年から困窮者自立支援法が制定され、それに伴う臨時事業としてスタートしたというのがございました。あと、低所得者を対象にしているというのは所得が低くなければ普通の学習塾にも行けるだろうなという考えもありましたので、今はこのようなかたちで、所得制限を設けて実施しておりますけれども、要望があれば検討の余地はあるかなと思いました。

委員D

要望があればというか、やはり所得制限を設けて生活困窮者の方の子供さんが、公表されない場所に行って教育を受けるということ自体、子供さんにとってはあまり心に対してはいい影響はないのではないのかなと思いますから、やはりオープンな場で子供には等しくオープンにそういう機会が与えられえる中に集まってきて支援を受けるというほうが、子供の心の成長にとってはいいのかなと思いましたので、そういう面からもぜひご検討いただければと思います。以上です。

会長

この件について、他の委員の皆様、ありますか。はい、委員F。

委員F

ちょっと付け加えたいと思いますが、生活保護世帯というのは、いわゆる最低生活の保障ということになっています。国の基準では教育は義務教育までということになっております。でも、中卒だと就職が見つからない。そしてその子がまた生活保護世帯に戻ってくるという問題が全国的な問題になっていました。ですからその生活保護世帯の子供を高校に進学させてあげる、そして就職の道を広げる。そして高校卒業後、大学の道も広がるということなので、高卒を目指すというのが大きな取り組みでした。そして実際に頑張って高校に入っている子供が非常に多いです。ところが、入っても授業についていけないという問題があって、高校に入ってからも授

業の支援をしているというのが現状です。それで、ここに困窮者ということがありますけども、お互いに支え合うというか、問題が非常に似通っているので、決して暗くなく、そして明るく、悩みをさっと言えるんですね。自分もそうだよとかね、非常に少人数だけども非常に温かいムードで、先生方も長期間で関わっていますし、3年間見て高卒の3年間でずっと6年間関わっている状態なので非常に良好でよいと思っています。それで、市が補助金を出しているのでこの活動が出来ていると思います。どうぞみなさん、応援してほしいなと思います。お願いいたします。

会長

他の委員の皆様ありますか。

(意見等なし)

無いようですので、続きまして資料 1-10 について学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課

≪資料に基づき説明≫

会長

ただいまの説明に対して、委員 B。

委員B

もうちょっと教えていただきたいのですが。小学校で認定率が 16.7%、中学校で20.7%ということで、この数字が非常に少ないとみるのか多いとみるのか。私は非常にたくさんの子どもたちが就学援助を受けているのだなと。それだけやはり経済状況が大変厳しいのかなということを感じています。それで市内の学校の場合に、例えば給食費は一緒でしょうけども、学用品とか通学用品、校外活動費等、通学費は各個人で別でしょうけども。学校によって同一なのか、学校によって若干違いがあるのか。実際にいくらぐらい払っているのかというのが、もしわかれば教えていただきたいなと思っています。わかる範囲で結構ですが、教えていただければと思います。

学校教育課

はい。お答え申しあげます。費目ごとに支給額が定額で決まっておりまして、学校ごとに金額が異なるということはございません。

主なものをご紹介しますと、給食費につきましては全額となります。一食当たり、小学校単価 260 円、中学校が 315 円です。これに日数をかけた分ということで支給をしております。学用品、通学用品費は、年間の支給額ですが、第一学年と第二学年以上では金額がちょっと違います。第一学年は小学校が 13,230 円、中学校が 25,040 円、二学年以上は、小学校は 15,500 円、中学校は 27,310 円となっております。

あとは主なところでいきますと、修学旅行費が金額が大きいものでございますが、 小学校は 45,200 円、中学校は 94,300 円となっております。新入学児童生徒の学 用品費等です。新たに小学校に入学される、或いは中学校に入学される児童生徒を対象としたものでございます。小学校に関しましては 41,350 円、中学校に関しましては 48,270 円というような金額でございます。以上でございます。

会長

それではこの件に関して、他の委員の皆様、何かありますか。 (意見等なし)

無いようですので、続きまして、資料 1-11 について、子育て支援課より説明お願いします。

子育て支援課

≪資料に基づき説明≫

会長

只今の説明に対し、委員 B、どうぞ。

委員B

はい、特に意見はないですが、今の話でいくと、助成を行っていない高校生に対して4千万円増加するという事であれば、4億5千万分の4千万であれば、もうちょっと頑張れるのかなというような感じがしましたけども、特に意見はございません、ありがとうございます。

会長

この件に関して他の委員の皆様から何かございますか。 (意見等なし)

無いようですので、続きまして、資料 1-12 についてすくすく親子健康課より説明をお願いします。

すくすく親子健 康課 ≪資料に基づき説明≫

会長

只今の説明に対し、委員 A いかがでしょうか。

委員A

先ほどまでの私の質問とすごく重なるところではありますが、やはり医療費が無料になるということはすごく安心感があるし、今年は私も子どもを連れていきましたが、すごく有難いことだなとは思っています。今までのいろいろな事業が中止・延期となってきたところ、すごく有難いことですけれど、その場で健康教育は実際できていない、結局チェックだけになってしまいます。「発達の上限から下限の中にあなたたちの子どもは入っていますよ」のチェックだけをされているなと私はいつも感じています。それは子どもたちの健康教育ではないのではないかと私は思っています。何かあった時に頼れる医療の場があるのはすごく有難いですが、それ以前の話でどう健

康を保っていくかというのは、やはり健康診査だけでは足りないのではないかと感じます。そこはどこかで保証していただければなと感じています。以上です。ありがとうございます。

会長

この件に関して何かありますか。

すくすく親子健 康課 本来であれば 1 歳半健診、3 歳児健診は、栄養の部分や虫歯の予防についてなど、健康教育の本当に大切な機会でありますが、集団で対応し、健診時間による滞在時間が長い程、感染リスクが高まりますので、感染のリスクを抑えるため、今は体制を変えた状態でやっております。今後もいただきましたご意見を参考にして、市民の方々の情報提供に努めてまいります。ありがとうございました

会長

この件について、他の委員の皆さま、何かありますか。 (意見等なし)

その他、皆様から何かご意見はありますか

(質問・意見等無し)

無いようですので、事務局案について、皆様から承認ということでよろしいでしょうか。

(委員各位からの承認)

それでは、ただいまの案件については承認といたします。

それでは、これから 10 分間の休憩に入ります 14 時 40 分から再開します。

(休憩)

会長

それでは、会議を再開いたします。 次は、報告案件となります。

「子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて」事務局 より説明願います。

事務局

≪資料に基づき説明≫

会長

只今の説明に対し、御質問・御意見等ございませんか。 (意見等無し) 無いようですので、この報告案件については了承いただいたものとして取り計らいます。

次に、「令和5年度に向けた教育・保育施設の利用定員について」事務局より説明願います。

事務局

≪資料に基づき説明≫

会長

只今の説明に対し、御質問・御意見等ございませんか。 (意見等無し)

無いようですので、この報告案件については了承いただいたものとして取り計らいます。

それでは、本日、予定していた議案については以上となります。 これをもちまして議事を終了いたします。 ご協力ありがとうございました。進行を司会に戻します。

-----(議事終了後)-----

司会

ありがとうございました。

それでは、本日、予定していた案件は以上となります。

次に、こども家庭相談室より お配りしている資料より「『児童虐待 防止対策 事業』 研修会 ヤングケアラーを 知ろう!」について説明がございます。

子ども家庭相 談室 ≪資料に基づき説明≫

司会

次に、次回の会議日程について、事務局より連絡がございます。

事務局

令和4年度 第4回 八戸市子ども・子育て会議は、令和5年2月14日(火)の13時30分より市庁別館8階研修室で開催予定となっております。

案件につきましては、後ほど改めてご連絡いたします。

以上でございます。

司会

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了いたします。 委員の皆さま、長時間にわたり、ありがとうございました。